

国民健康保険税の減免手続きの流れ

◎減免手続きの流れ

減免要件の確認を行う



減免事由に応じて提出書類をそろえる



国民健康保険税納税通知書（令和2年度分については8月中旬発送予定※）を受け取り、税額を確認する



※ 8月1日以降に加入手続き等を行った場合は、手続きをした翌月中旬に発送予定

国民健康保険税の減免申請書を提出する

◎提出書類

令和元年度分と令和2年度分の両方を申請する場合は、国民健康保険税減免申請書については年度ごと、その他の書類については1部提出してください。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

- 国民健康保険税減免申請書
- （死亡の場合）医師の死亡診断書
- （重篤な傷病を負った場合）医師の診断書

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

- 国民健康保険税減免申請書
- 国民健康保険税の減免にかかる調査票
- 令和2年中収入見込額申告書
- 令和2年中の各月の収入見込み額が確認できる書類（事業収支の帳簿の写し、給与明細の写しなど）
- 令和元年中の所得額の確認できる書類（確定申告書控の写し、源泉徴収票の写しなど）
- （該当者のみ）廃業・失業を証明する書類
- （該当者のみ）保険金・損害賠償等により補填される金額が確認できる書類

◎お問い合わせ先・提出先

牛久市役所 医療年金課 国保年金グループ

TEL 029-873-2111（内線 1724～1727）

※申請の内容によって、追加書類の提出や、再申請をお願いする場合があります。

【減免の対象外となる例（減収見込みの世帯）】

減収した前年所得が0円以下である場合

減収した前年所得金額を乗ずる計算式で減免額を求めるため、減免額が0円となるので減免対象外となります

国保加入者で前年所得未申告者がいる場合

申告後（申告により税額が変更となる場合は、税額の変更後）に減免申請してください

国保加入者で非自発的失業の保険税の軽減制度に該当するが、申請していない者がいる場合

非自発的失業の保険税の軽減申請後（申請により税額が変更となる場合は、税額の変更後）に減免申請してください

〒300-1292

茨城県牛久市中央3-15-1

牛久市役所 医療年金課 国保年金グループ 行

（国保税減免申請書在中）

←送付する際、こちらを切り取って
封筒にお貼りください